



## 納税には口座振替をご利用ください

### 納税は口座振替が便利です！

振替日(口座引落日)にご指定の預貯金口座から自動的に納付を行うことができます。

- 利用可能税目は、以下の2税目です。
  - ・申告所得税及び復興特別所得税
  - ・消費税及び地方消費税(個人事業者)
- 念のため振替日(口座引落日)の前日までに預貯金残高をお確かめください。
- 口座引落としができなかった場合、法定納期限の翌日から延滞税が計算されます。
- 振替納税の場合、領収証書は発行されません。

詳しくはこちら↓



[国税庁 HP リンク](#)

うっかり納付を忘れてしまうことがないように、振替納税を是非ご利用ください。

### 口座振替を利用するには・・・！

#### ①オンラインで提出

「振替依頼書」をオンライン(e-Tax)で提出

自宅でパソコン・スマートフォンから簡単な操作で提出できます。

- 金融機関又は税務署に書面提出不要 ○ 預貯金口座振替依頼書記載不要
- 金融機関届出印不要 ○ 電子証明書不要

詳しくはこちら↓



[国税庁 HP リンク](#)

#### ②預貯金口座振替依頼書での提出(送付)

必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押しつつ、税務署又は利用される金融機関へ提出(送付)

※①又は②どちらかの方法で、納期限までに提出(送付)していただく必要があります。  
一度提出(送付)していただければ、来年度以降も継続して振替納税がご利用いただけます。

ご不明な点は、管轄の税務署にお問い合わせください。